



宮 崎 県 公 報

平成24年3月31日（土曜日）号外 第22号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 改正の理由及び主な内容
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第40号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（不動産の取得に係る申告又は報告の義務）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第73条の14第6項から第14項までの規定に該当する者は、第1項の規定によって提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から同条各項の規定によって、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則 （不動産取得税の税率の特例）</p> <p>19 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>20 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、法第73条の27の2第1項又は法附則第11条の4第1項若しくは第3項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。</p>	<p>（不動産の取得に係る申告又は報告の義務）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第73条の14第6項から第10項までの規定に該当する者は、第1項の規定によって提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から同条各項の規定によって、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則 （不動産取得税の税率の特例）</p> <p>19 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>20 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、法第73条の27の2第1項又は法附則第11条の4第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。</p>

（不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例）

30 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）」とあるのは、「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）が新築されることが困難である場合として地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）以内に特例適用住宅」とする。

（自動車税の税率の特例）

31 次の各号に掲げる自動車（電気を動力源とする自動車^で地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるもの（以下「電気自動車」という。）、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車^で省令附則第5条第2項で定めるもの（以下「天然ガス自動車」という。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車^で省令附則第5条第3項で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物^で省令附則第5条第4項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車^で省令附則第5条第3項で定めるもの並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車^で、平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車^{その他の前号に}掲げる自動車^{以外の自動車^で}、平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

[略]

32 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車^が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合^にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車^が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合^にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車
ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下

（不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例）

30 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）」とあるのは、「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅（以下「特例適用住宅」という。）が新築されることが困難である場合として地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年）以内に特例適用住宅」とする。

（自動車税の税率の特例）

31 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車^で内燃機関を有しないものをいう。次項及び附則第33項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車^で地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）附則第5条第1項で定めるものをいう。次項及び附則第33項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車^で省令附則第5条第2項で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物^で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車^で省令附則第5条第2項で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車^で併せて電気^{その他の省令附則第5条第4項で定めるものを}動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもの^で省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車^で、平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車^{その他の前号に}掲げる自動車^{以外の自動車^で}、平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

[略]

32 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車^が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合^にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車^が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合^にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車
ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下

「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で省令附則第5条の2第1項で定めるもの(以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの

イ [略]

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令附則第5条の2第5項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条の2第6項で定めるものをいう。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第7項で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第8項で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第9項で定めるもの(以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

[略]

33 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で省令附則第5条の2第1項で定めるもの(以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

イ [略]

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第5項で定めるものをいう。次項において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(附則第35項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第7項で定めるもの(以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

[略]

33 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第14項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]

35~39 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び附則第35項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの

34 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]

35 附則第33項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第5条の2第13項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第5条の2第14項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第33項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び附則第35項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「附則第32項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

36~40 [略]

(宮崎県森林環境税条例の一部改正)

4 宮崎県森林環境税条例(平成18年宮崎県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第37項</u>」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>3 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第38項</u>」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「300円」とする。</p> <p>(県税条例<u>附則第39項</u>の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>4 県税条例<u>附則第39項</u>の適用がある場合においては、第3条中「第27条」とあるのは「<u>附則第39項</u>」と、「同条」とあるのは「同項」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第38項</u>」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>3 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「<u>附則第39項</u>」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「300円」とする。</p> <p>(県税条例<u>附則第40項</u>の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>4 県税条例<u>附則第40項</u>の適用がある場合においては、第3条中「第27条」とあるのは「<u>附則第40項</u>」と、「同条」とあるのは「同項」とする。</p>

